日刊

(日曜日、

土曜日、休日休刊)

東京都

事業施行期間

千住一丁目地区市街地再開発組合

組合の名称

平成二十八年四月十三日から令和三年十二月三十一日

 $(\underline{})$

発 行

三

施行地区

足立区千住一丁目地内

まで

次

目

○市街地再開発組合の定款の変更認可…………… ……………(都市整備局市街地整備部再開発課

……………(産業労働局農林水産部森林課)…

○保安林の指定施業要件の変更予定(二件)……(同)… 二

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…

○令和二年度防火管理講習(追加)及び防災管理講

(追加) の実施………………(東京消防庁)…

告

示

●東京都告示第千二百三十七号

条第一項の規定に基づき千住一丁目地区市街地再開発組合 る同法第十九条第一項の規定により、 の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用す 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八 次のように告示する。

令和二年十月二日

東京都知事 小 池 百 合子

五. 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 令和二年十月二日 定款の変更の認可の年月日 平成二十八年四月十三日 足立区島根一丁目二番三号

●東京都告示第千二百三十八号

定であるので告示する。 一第一項の規定により、 森林法 次のように保安林の指定をする予

令和二年十月二日

三

東京都知事 小 池 百

合子

保安林予定森林の所在場所

す部分に限る。) あきる野市養沢字奥養沢一五八七番イ四 (次の図に示

指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、

当該

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の

(--) 立木の伐採の方法

1

2 主伐として伐採をすることができる立木は、

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野 (「次の図」及び「次のとおり」は、 、省略し、 その図

定める標準伐期齢以上のものとする。 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

3 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

市役所に備え置いて縦覧に供する。) 及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野 (「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、その図面

保安林予定森林の所在場所

あきる野市養沢字奥養沢一五八七番イ四(次の図に示

す部分に限る。 指定の目的

 \equiv 指定施業要件 公衆の保健

主伐に係る伐採種は、定めない。

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。 当該

次のとおりとする。

市役所に備え置いて縦覧に供する。)

供する。

●東京都告示第千二百三十九号

旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規 定により告示する。 の規定により、次のように保安林の指定をする予定である 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条

令和二年十月二日

東京都知事

小

池

百 合子

保安林予定森林の所在場所 西多摩郡奥多摩町留浦字長久保入二〇二五番イ二及び

一〇二七番

指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

公

報

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

2 定める標準伐期齢以上のものとする。 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該

東

京

都

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産

業労働局農林水産部及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に

●東京都告示第千二百四十号

(第17188号) の三において準用する同法第二十九条の規定により、 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条 次の

いて準用する同法第三十条の規定により告示する。 水産大臣から通知があったので、 ように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林 同法第三十三条の三にお

令和二年十月二日

小 池 百 合 子

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。

あきる野市養沢字奥養沢一五八七番一・一五九二番ロ

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、 定めない。

2 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該

3 定める標準伐期齢以上のものとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

 (\Box) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

市役所に備え置いて縦覧に供する。) 及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野 (「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、その図面

●東京都告示第千二百四十一号

ように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林 水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三にお の三において準用する同法第二十九条の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条 次の 完了した。

41 て準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和二年十月二日

東京都知事

小

池

百合 子

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八王子市裏高尾町一七五七番一

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

(--)

2 主伐に係る伐採種は、 主伐として伐採をすることができる立木は、 定めない。

定める標準伐期齢以上のものとする。

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

3 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

 $(\underline{\hspace{1cm}})$ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に 供する。) (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産

公

告

開発行為に関する工事の完了について

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第

令和二年十月二日

東京都多摩建築指導事務所長

浅

井

勉

含まれる地域の名称開発区域又は工区に

同番十調布市布田三丁目七番三及び 西東京市向台町一丁目七百二 三番三の各一部(第二工区) 百二十四番一並びに七百三十 十二番三、同番四の一部、七 一番二、同番三及び七百三十

住所及び氏名許可を受けた者の

株式会社大倉 大阪府大阪市北区天神橋 丁目北二番十一号

代表取締役 清瀧 静男

地一シャローム仙川一〇一調布市仙川町二丁目十三番

会社会福祉法人調布白雲福祉号

理事長 宮武 慎一

千代田区丸の内二丁目四番

号

ディベロップメント 株式会社オープンハウス・ 九番一及び千二百七十番九武蔵野市境四丁目千二百六十

良介

代表取締役 福岡

理講習(追加)の実施について

令和2年度防火管理講習(追加)

及び防災管

٥

号イに規定する甲種防火管理講習及び同令第47条第1項第 1号に規定する防災管理講習を次のとおり行う。 消防法施行令(昭和36年政令第37号)第3条第1項第1

令和2年10月2日

東京消防庁

消防総監 安 藤 寂 推

講習の区分

併せて実施する講習 実施する講習(以下「防火・防災管理新規講習」とい う。)並びに甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて (以下「防火・防災管理再講習」と

3

各講習の実施場所及び実施日

- <u>1</u> 東京消防庁消防技術試驗講習場 千代田区外神田四丁目14番4号
- Y 防火·防災管理新規講習

1	全新 2	同年	令和;	
-	今和 3 任 1 日	11月	令和2年10月	華
12 H 13 H	5 H	8 H 9 H	31日 11月1日	圏の
13 H 14 H	6 H 7 H	21 H 22 H		実 施
19H 20H	8 H 9 H			Ш

なお、上記講習は、それぞれ2日間にわたって行

防火·防災管理再講習

4 H	令和2年10月
(施日	講習の実

防火·防災管理新規講習 東京消防庁立川都民防災教育センター 立川市泉町1156番地の1

2

講習	習の実施日	1
令和2年10月	10 H 11 H	
	6 H 7 H	13 H 14 H
周十 11万	21 ⊞	28 ⊞

同年	令和3年	
3 Д	F1月	
20 H 21 H	16日 17日	22H
		29 ⊞

なお、 上記講習は、それぞれ2日間にわたって行う

東京消防庁芝消防署

3

港区東新橋二丁目13番7

防火·防災管理新規講習

令和2年12月	講
10 H 11 H	習の実
22 H 23 H	医 施
24 H 25 H	H

なお、上記講習は、それぞれ2日間にわたって行う

受講申請の受付場所、受付時間及び受付期間

<u>1</u>

受付場所 都内(稲城市及び島しょ地域を除く。)の各消防署

2 受付時間

消防分署及び消防出張所

午前9時から午後4時30分まで

3 受付期間

午後3時まで) 期間の最終日が休日の場合は、直前の休日以外の日の 日(以下「休日」という。)を除く。各講習日の受付 関する条例(平成元年東京都条例第10号)に定める休 各講習開始日の前日午後3時まで(東京都の休日に

締め切るものとする なお、各講習の受講申請者が定員に達した場合は、

問合せ先

	(第17188号)	東	京	都	公	報	令和2年	三10月2日	(金曜日) 4
							5 その他 受講申請用の書類は、受付場所で配布する。	(3) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係(電話03-3255-2945)	(2) 都内(稲城市及び島しょ地域を除く。)の各消防署、 消防分署及び消防出張所	(1) 東京消防庁火災予防コールセンター(電話03-3253- 0119)
電話 ○三(五三二一)一一一(代) 郵16 定 (郵送料を含む。) 印 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 便3 一箇月 六、六〇○円 刷 一箇月 六、六〇〇円 刷 下 下 下 下 下 下 下 下 下										
中 電話 ○三(三八一二)五二○一(代) 郵11										